



スコットランドにおける社会的養護経験者への自立支援

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-19 キーワード (Ja): キーワード (En): social foster care, throughcare, Scotland, support and care to adulthood, corporate parent 作成者: 伊藤, 嘉余子, 千賀, 則史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017256

スコットランドにおける社会的養護経験者への自立支援

伊藤 嘉余子¹⁾ 千賀 則史²⁾

1) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科

2) 同朋大学

要 旨

本研究では、社会的養護経験者への支援が日本よりも充実しているスコットランドにおける社会的養護経験者の自立支援の推進の背景と変遷、今後の展望等について明らかにすることを目的とした。日本の社会的養護に援用できる取組について検証するために、スコットランドへの現地視察を行った。その結果、スコットランドでは、社会福祉施設職員など社会的養護関係者だけでなく、教育、住宅、雇用などすべての領域に携わる人が、何らかの形で、社会的養護経験者の自立支援に関する役割を担っていることが明らかになった。こうした「社会的共同親」(Corporate Parent) という考え方と実践は、今後の日本における社会的養育や社会的養護において真の意味で「社会全体で育てること」を具現化していく上で、大きな示唆を与えてくれるものだと考える。

キーワード：社会的養護、自立支援、スコットランド、社会的共同親

1. 問題の所在と研究の背景

1) 日本における社会的養護経験者にとっての自立生活の厳しさ

本来、子どもの育ちを支えるのは親・家族の役割であると国連の児童に関する権利条約や日本の児童福祉法において示されている。しかし、貧困や虐待など様々な理由によって、生みの親や家族を頼れない社会的養護の子どもたちの「育ちと巣立ち」については、親に代わって社会全体で支えていく必要がある。

社会的養護下での生活を経験し、社会に巣立っていく若者への支援はここ数年で進展・拡充してきていると評価できるものの、まだ改善の余地は残されていると考えられる。日本における社会的養護経験者への自立支援の課題は、大学等進学率の低さや若者ホームレスに占める施設経験者の割合からも読み取ることができる。

例えば、2012～2016年における児童養護施設入所児童の大学・短大等への進学率は、11～12%であった。近年、社会的養護の子どもを対象とした多様な奨学金や学費免除等の支援が増えた影響もあって、2018年の児童養護施設入所児童の大学等進学率は16%まで上昇した¹⁾。しかし、全国平均の55%と比べるとまだまだ大きな差があると言わざるを得ない。

また、「若者ホームレス白書」によると、若者ホームレスの約10%が社会的養護施設の出身者だと言われている²⁾。親を頼れない、実家機能をもたない社会的養護経験者たちが、ケアを離れた後、健全な自立生活を営み続けることが困難な状況がうかがえる。

2) スコットランドにおける社会的養護の概況

古くから「社会的共同養育」(Corporate Parenting)や「社会的共同親」(Corporate Parent)という理念が施策としても実践としても定着し、社会的養護を必要とする子どもや若者の支援を展開してきたイギリス連合王国(United Kingdom:以下、イギリス)の一部であるスコットランドにおける自立支援の現状から示唆を得ることを本稿の目的としているため、ここで、少しイギリスとスコットランドの概況について触れておきたい。

イギリスは、イングランド、北アイルランド、スコットランド及びウェールズの4つの地域から成る国である。保健サービス及び教育については、5歳から16歳までの子どもは無償であり、高等教育を受けることも保障されている。イギリスの保健省、北アイルランド当局、スコットランド当局、ウェールズ当局は、イギリス国内すべての福祉政策についての責任と権限を有している。しかし、家族問題、社会的養護等といった支援ニーズを抱える人々に対する具体的な福祉サービスの提供については、国から各専門機関に権限が委譲されており、その体制は先述した4地域によって大きく異なる。

社会的養護に関する法律や規則については、4つの地域間で共通点も多いものの、違いもある。スコットランドでは、スコットランド児童法によって、犯罪を犯した子どもを含む福祉ニーズをもつすべての子どもに関する事案については、子ども専門委員会(Children's Panel)によって検討と決定がなされることになっている。ここでは、家庭裁判所等から出されるケアオーダー等に対して、子どもが自分の希望や意思を述べ、専門的な助言を受けられることとなっている。一方、日本では、社会的養護の措置決定に際して「保護者の同意」が原則求められるのに対して、子どもの同意は必要ではない。「子どもの同意が必要である」という点はスコットランドの社会的養護の大きな特徴であり、日本との大きな違いの一つである。

2. 本研究の目的

本研究では、社会的養護経験者への支援が日本よりも充実しているスコットランドに着目し、社会的養護経験者の自立支援の推進の背景と変遷、今後の展望等について明らかにした上で、日本の社会的養護に援用できる取組について検証することを目的とした。

3. 研究の方法

2019年5月14日～5月19日、スコットランドの社会的養護関連の機関の視察、学識経験者や実践者へのヒアリング調査等を実施した。具体的な行程は以下のとおりである。

5/15(水)午前:社会的養護の学識経験者へのインタビュー調査。

5/15(水)午後:民間団体Kibble主催の社会的養護における教育と福祉の連携に関するディスカッションに参加。

5/16(木)終日:社会的養護の子どもたちの大学進学および就労体験プロジェクトの実践報告会に参加。

5/17(金)午前:Kibble(ケアレビューで高評価の社会的養護実践機関)のソーシャルワーカーへのインタビュー調査。

5/17(金)午後:スコットランドの社会的養護当事者支援に関する研究・実践を行う学識経験者へのインタビュー調査。

4. 倫理的配慮

学識経験者へのインタビュー調査については、事前に録音と調査協力に関する同意書を得た。当日も事前に録音と聞き得た内容の公表に関する説明と合意形成を行った。Kibbleでのヒアリングでは、個人名や地域が特定される情報以外の聞き取りを行った。

5. 研究結果

1) スコットランドにおける社会的養護当事者の自立の現状

(1) ケアリーバーの現状と社会的不利

イギリス4地域の中で、スコットランドは、社会的養護の対象年齢が最も低い地域である³。社会的養護のケアリーバー等を支援するための基金として「郵便番号宝くじ (postcode lottery)」がイギリス全土に整備されている。

スコットランドでは2014年に社会的養護の若者支援に関する新しい法律が制定されているが、その背景には、社会的養護経験者のアウトカムの悪さに対する多くの指摘があった。

具体的には、社会的養護経験者のうち、何らかの問題を抱える人は半数以上で、その中の約3分の1が犯罪を行い刑務所へ、別の3分の1は精神疾患を発症し病院へ、別の3分の1はホームレスのような生活を送っており、そのうちの数パーセントが自死しているというデータが各調査によって示されているほか、社会的養護経験者は、社会的養護の経験のない者と比較して、ホームレスへの脆弱性、教育の成果の低下、精神障害、司法制度への関与が著しいことも指摘されている (National Audit Office, 2015; O'Neill, Harrison, Fowler & Connelly, 2019)⁴。

2017年、イングランドの子ども委員会 (The Children's Commissioner in England) は、Growing Up in Digital Careというレポートを発表した。このレポートは、社会的養護出身者は、家庭で育った者と比べて社会的スキルの欠如と適切な保護や支援の欠如という2点の不利が明確にあることを指摘している。

(2) 社会的養護の措置解除年齢の引き上げとアフターケア

2014年以前までは、スコットランドの措置解除年齢は17歳であったが、一般家庭の子どもが実家を出て経済的に自立する平均年齢が26歳であることを踏まえ、社会的養護の対象を26歳までに延長した。具体的には、措置延長は21歳、アフターケア対象は26歳までである。

2014年スコットランド子ども・若者法 (The Children and Young People (Scotland Act), 2014) では、17歳に至るまで社会的養護の下で生活していた若者について、21歳の誕生日までは、それまでと同じ居住地 (施設や里親家庭) において、社会的養護の枠組み以外の必要な社会的支援 (例えば生活保護等) を受けながら生活できるよう保障することが、各地方自治体の義務として規定されている (第11条: Part11 'Continuing Care')。

次に26歳の誕生日まで受けることができるアフターケアについてである。アフターケアに含まれる支援内容は、相談支援、住居保障、教育や雇用の機会保障、経済的支援である。16歳の誕生日以降に社会的養護を離れるすべての若者が、26歳に至るまでの期間、これらのアフターケアを受ける権利を有する。

さらに、19歳から26歳のケアリーバーのうち、支援を受けたいと思った者は地方自治体にニーズアセスメントをいつでも要求することができる。この申請を受けた自治体は必ず適切なニーズ調査とアセスメントを行った上で、その人に合ったサポートを提供することが義務付けられている。

2) スコットランドにおける社会的養護当事者の自立支援の理念の転換

(1) 「自立支援」から「相互依存」へ（Not 'Independence', but 'Interdependence'）

Independenceという言葉を使わず、Interdependenceという理念を掲げ「相互に依存しあい、支えあいながら共存できる社会」を目指すというメッセージを大切にしているとのことであった。「依存できる関係をつくる」ということで「relationship」という言葉が重要なキーワードとして社会的養護当事者の自立支援では多用されている。

(2) ケアリーバー（care leaver）という用語の使用の制限

ヒアリングに答えてくれたCELCIS（Centre for excellence for looked after children in Scotland）のKenny McGhee氏からは、ケアからleaveさせない、という考え方を明確に打ち出すために、ケアリーバーという言葉なるべく使わないようにしているとの説明を受けた。

また、同じ趣旨で、「リービングケア」「アフターケア」という用語についても必要最低限の文脈でしか用いないようにする傾向があり、「Transition」「Expanding」「Continuing」という言葉が、行政説明のための資料や当事者向けのリーフレットの中で強調されていることが特徴的である（図1）。

スコットランドでは、社会的養護の子どもの支援を説明する単語の選び方に特にこだわってきたという経緯がある。例えば、図1の中央部分のピンク色の部分に「Being Looked After」とあるが、これは、1995年スコットランド児童法成立以前には「in care」と表現されてきたものである。1995年以降、スコットランドでは、社会的養護下にある子どもを「in care（ケア中の）」と表現せず「Looked after（預かっている）」と表現することと定められた。これは、無期限（パーマネント）な関わりというよりは短期的で手段的なケアのあり方を

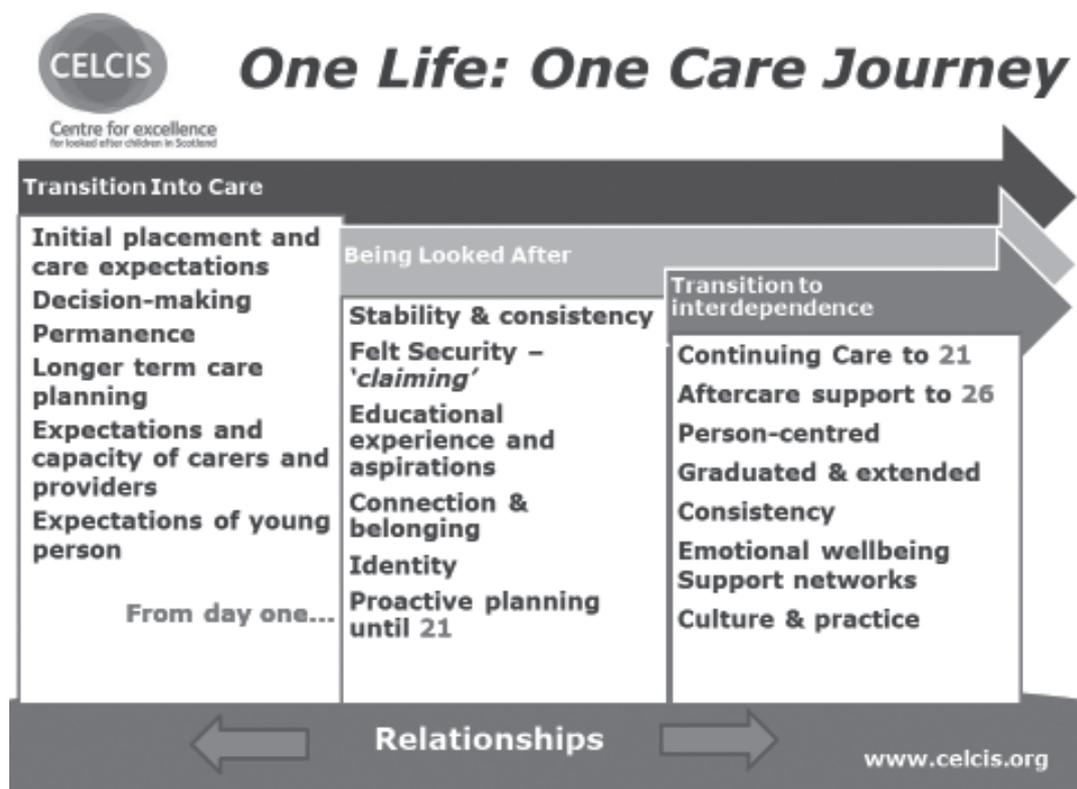


図1 スコットランドにおける社会的養護のフロー図

（出典：CELCIS配付資料）

意味しているようにも思えるが「いずれ地域に返していく」という「地域再統合に向けてのケア（journey）」という意味を強調した表現とも捉えることができる⁵。

2014年スコットランド子ども・若者法では、措置延長の年齢は21歳まで、アフターケアの対象は26歳までと明記されている一方で「単純に年齢のみで支援の必要性を判断するのではなく、その若者一人ひとりの状態を的確にアセスメントした上で、その人に適した支援計画をオーダーメイドで策定し、ケアを提供しなくてはならない」とされている（Staying Put 法）。

（3）社会的養護：自立支援の三大理念

イングランドでは、2008年より「Staying Put Pilot 事業」（措置延長事業）が開始され、11自治体で試験導入された。その成果を報告書にまとめた2013年の翌年にあたる2014年からStaying Putが本格的に施行されるに至っている。

一方スコットランドでは、イングランドのパイロット事業の経過や成果を注意深く検証した上で、イングランドの本格実施よりも1年早い2013年からStaying Putを本格的に施行している（Staying Put Scotland 2013）。スコットランドでは、このようにイングランドでの実践の経過や成果を見極めた上で、形をかえて自地域で取り入れようとする傾向が強いことが特徴的である。

スコットランドの2013年Staying Put法においては、以下の3つを三大理念として掲げている。(1) Staying Put:可能な限りのケア延長、(2) Graduated & Extended Transitions:自立に向けた段階的な切れ目ない支援、(3) Relationship:孤立させない関係づくり。

自立支援やアフターケアに限らず、スコットランドにおける社会的養護では常に「relationship」の重要性が強調されており「関係を継続させること」「連絡をとり続けること」がケアや支援の基本とされている。社会的養護において「relationship」の重要性が頻繁に強調される背景には、行き過ぎたエビデンス主義やソーシャルワークの介入的アプローチ、治療モデルに基づくアプローチへの反省や批判が込められている。

3) 社会的共同親（Corporate Parents）

イングランドやスコットランドを含む英国の社会的養護においては「社会的共同親」という理念が掲げられている。「社会的共同親」とは、社会的養護を必要とするすべての子どもの権利擁護とウェルビーイングを保障し実現するために必要な、あらゆる組織がとるべき行動を意味している。社会のあらゆる組織が「社会的共同親」の役割を果たすことによって、すべての子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの、身体的、情緒的、精神的、社会的、教育的発達の促進を目指すものである、とされている（Scotland government, 2015）⁶。

この「社会的共同親」の理念に基づき、スコットランドでは、社会福祉やソーシャルワークを担う省庁のみならず、警察、保健、教育などすべての官公庁が、すべての子どもの「社会的共同親」として明確に位置付けられている（図2）

また、すべての地方自治体のすべての部署において「社会的養護の子どものための福祉」に法的義務を負うと規定されている（図3）。

具体的には、図3に示されるように、社会的養護を経験した若者への支援として、「健康とウェルビーイング」「住居」「教育・訓練」「雇用」「犯罪防止」「権利と参画」の6つの柱が位置付けられており、自治体として具体的な支援を展開することが義務付けられている。例えば、各自治体において公営住宅を設置し社会的養護経験者に配慮して住宅提供すること、全中学校における就労支援を担うワーカーの配置、雇用主への社会的養護経験者に関する理解や配慮を促すための啓発や研修の実施、大学における学費や授業料免除などが積極的に展

開され、社会福祉やソーシャルワーク部局以外のあらゆる領域のセクションが「社会的共同親」としての機能を発揮するよう奨励されている。

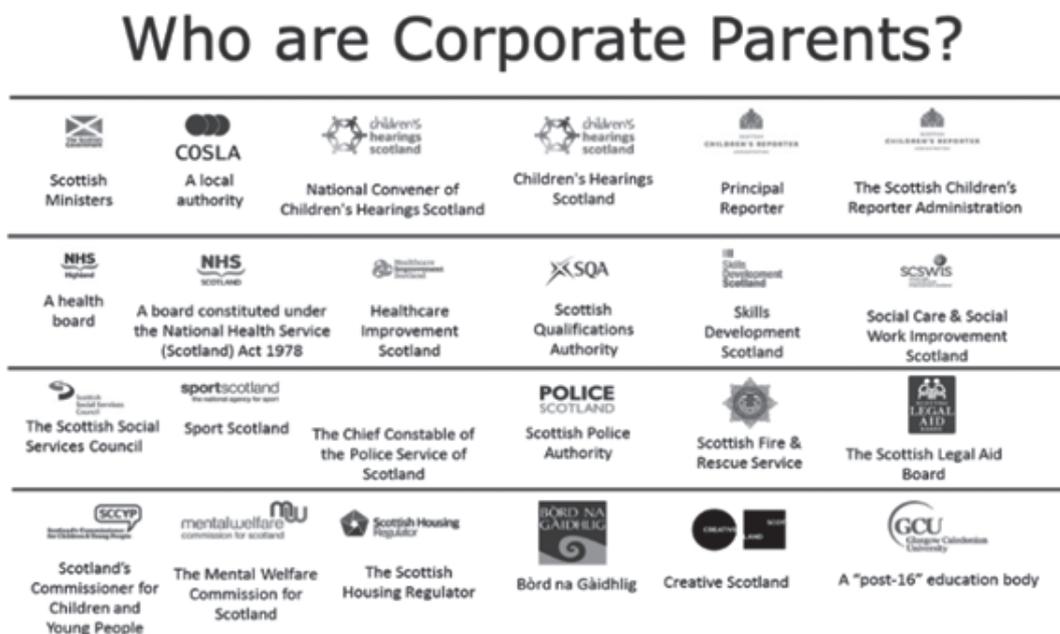


図2 スコットランドの「社会的共同親」を説明するパネル
(出典：CELCIS配付資料)

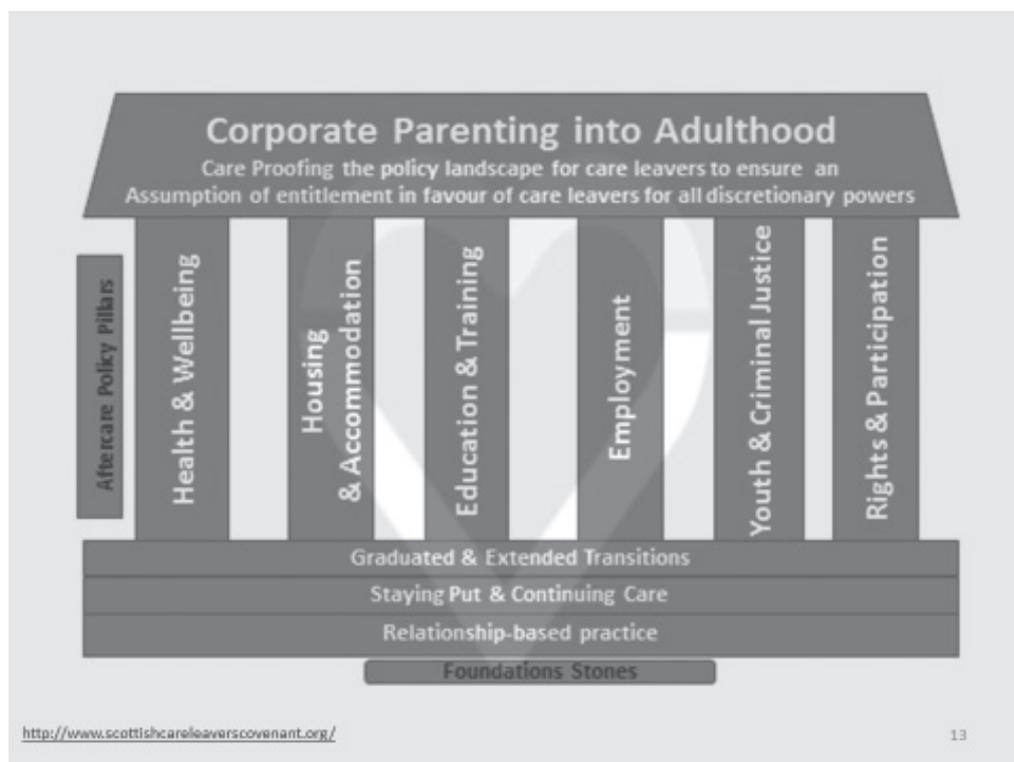


図3 各自治体における社会的養護経験者への支援の柱

(出典：Scottish Care Leavers Covenant https://static1.squarespace.com/static/55c07acee4b096e07eeda6e8/t/562790f6e4b0cf8fdb35d5b4/1445433590610/Scottish_Care_Leavers_Covenant.pdf)

4) 社会的養護の子どもの進路の選択肢拡大支援

(1) 大学進学支援

まず、各大学の配慮として、入試条件の緩和、学費や授業の免除など、どのような策でもいいので各大学1つ以上の対策を講じることが勧奨されていた。

さらに、民間機関や企業による奨学金は給付型がほとんどであり、その内容も充実している。例えば、社会的養護の子どもの対象とした奨学金を提供している民間機関‘LEAPS’は、生活費として毎月16万円、生活費とは別に学費全額支給といったメニューを毎年新規で700-800名分用意しているとのことであった。

(2) 芸術系の就労経験と就労支援

社会的養護の子どもの映画監督、デザイナー、カメラマン等のクリエイティブな職業に就くための支援が民間機関×行政×大学との協働プロジェクトとして断続的にパイロット実施されていた。

その一つとして「民間機関‘Articulate’とAbertay Universityと自治体の協働プロジェクト」をここで紹介する。このプロジェクトでは、自治体内にある芸術系の学部をもつAbertay Universityの授業を社会的養護経験者のために6か月間無料公開するという取り組みが展開された。授業受講に必要な専門用具（カメラ、ビデオカメラ、画材など）を無償で貸与または給付し、芸術学部の授業を体験することで社会的養護経験者の将来の選択肢を増やそうとするものであった。さらに、芸術系の職場でのインターンシップや職業体験も同時に行われた。

こうした取り組みは、社会的養護経験者の当事者活動から実現したと言われている。スコットランドの社会的養護経験者の当事者団体が「私たちの進路をバーコードのように決めないで欲しい」「可能性を勝手に縮小しないで欲しい」「まずは話を聴いて欲しい。私たちが何に興味があるのか」と自治体に意見を提出し、これを受けて実現したプロジェクトである。

(3) 各大学における社会的養護当事者支援

先述したとおり、「社会的共同親」の理念に基づき、スコットランド内のすべての大学は、何らかの形で社会的養護当事者に配慮した策を講じることが義務付けられている。ただ、その内容は各大学ごとに自由に設定できることになっている。

例えば、学費や授業料の免除をする大学もあれば、入試の際の合格点の引き下げや、特別入試などの人数枠を設ける等の策を講じる大学もある。

5) 社会的養護経験者の地域生活支援

(1) 住宅支援

社会的養護経験者への住宅の提供についても、各自治体で必ず何らかの特別な配慮や措置を講じることが義務付けられている。そのため、ほとんどの自治体が公営住宅への優先的な入居枠を設けている。そのほか、民間の賃貸住宅の家賃免除（期間限定）などの支援もある。民間の賃貸住宅の場合、住宅の持ち主は一般の民間人であるが「社会的養護経験者には保証人を必要としない」「敷金や礼金にあたるお金、管理費にあたるお金を免除する」といった支援も行われている。なお、こうした住宅支援の対象は16歳から25歳である。

(2) ケアを離れた後のアフターケア

施設や里親家庭を離れて、地域で一人暮らしをする等して自立した若者の支援は、民間のソーシャルワーク

機関が担う。こうした支援を行う機関は行政からの委託を受けて事業展開していることが多い。今回は、そうした機関の一つであるKibbleのソーシャルワーカーに話を聴いてきた。

Kibbleのyouthのためのソーシャルワーカーは、Key Workerと呼ばれている。Key Workerは若者に、金銭管理、買い物の仕方、料理、掃除、公共領域の支払い等について、マンツーマンで教えている。こうしたアウトリーチ型の社会的養護アフターケア業務については、週30時間までの人件費が自治体から機関に支払われることになっている。

また、Key Worker は、当事者への直接支援だけでなく、当事者の離職や再就職活動などに備えて、社会的養護経験者に理解のある職場開拓やネットワーク形成等の役割を担っている。

6. 考察

スコットランドにおける社会的養護経験者の自立支援では、子どもの出身施設など社会福祉関係者以外の教育や医療、住宅などあらゆる領域の大人たちが、支援者としての役割を担い支援を展開しているという点が特徴的であった。

本研究を踏まえ、今後の日本における社会的養護経験者の自立支援の課題として、以下の3点を挙げる。

1点目として、子どもたちの将来の選択肢を広げるための取り組みの拡充である。スコットランドではまず、大学進学支援のためのメニューが多様であった。奨学金や学費免除以外に、芸術系の学部への体験入学など、社会的養護の生活下では十分に形成できない就労イメージの形成支援も行おうとしていた。日本でも、奨学金や学費免除といった経済的支援のほか、入試条件の緩和などの配慮を社会的養護経験者に実施する大学は増えてきている⁷（表1）。

表1 児童養護施設の子どもの支援する主な大学

日本福祉大学	4年間授業料半額免除と下宿代補助（月3万円上限）
立教大学	入学金、授業料その他の納入金を支給し、学修奨励金年80万円給付
日本社会事業大学	授業料全学相当額または半額助成
沖縄大学	授業料を免除（2年次以降は前年度成績で継続を決定）年20万円助成
早稲田大学	入学金や授業料など諸経費を免除し、月額9万円給付
至誠館大学	入学金半額免除、1年次授業料など全学免除 2～4年次授業料など70%免除
静岡福祉大学	4年間の授業料と施設整備維持費を免除
青山学院大学	入学検定料、入学金、学費、諸会費等免除と月10万円給付
奈良佐保短期大学	授業料半額助成（最長2年間）
新島学園短期大学	授業料の全額または一部を免除
常葉大学短期大学部	入学金と授業料の半額免除（施設設備費その他納付金は対象外）

出所：全国児童養護施設協議会「就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等一覧」より作成
<http://www.zenyokyo.gr.jp/whatsnew/180611seidoichiran.pdf>

しかし、まだまだ上記のような大学は少ない。青山学院大学の白濱哲郎大学政策・企画部長は「学生一人への支援は4年間で1000万円近くになるため、1学年1～2人の受入れが精一杯。例えば全国の私立大学が施設出身者を1人ずつ受け入れれば約600人が大学生になれる」⁸と話し、他の大学への入試制度の拡大の重要性に

ついて述べている。社会的養護を経験した子ども・若者が高等教育を受けるチャンスを拡大し、貧困や虐待等の連鎖を断ち切ることでできる仕組みを社会として用意するべきだと考える。

また、スコットランドではすべての中学校に就労支援ワーカーを配置する等して、子どもたちの就労イメージ形成を促していた。特に社会的養護の子どもたちは、自分の親が働いていなかった等の理由から、「働くおとな」のイメージがもちづらいと思われる。そのため、自分自身の就労イメージを形成することも難しいと言われている。また、就職後の離職率の高さも指摘されているため、就職前からの職場体験や就職先と学校や施設など、子どもを支える大人同士の交流も非常に重要だと考えられる。

2点目として「社会的共同親」「社会的共同養育」という理念を日本でも定着、浸透させ、具体的な行動や実践につないでいくことが必要である。子どもの権利条約においても、日本の児童福祉法においても、子育ての第一義的責任は子の親にあるとされているが、親がその責任を担うことができない場合は、国、地方公共団体がその役割を担うこととされている。

スコットランドでは、すべての自治体のすべての部署が「社会的共同親としての責任を果たすこと」が法的に義務付けられており、具体的な行動計画が策定されていた。日本においても、こうした仕組みを確立することができたら、社会的養護を経験した子どもや若者の自立生活が安定したものになるのではないかと考える。

3点目として、社会的養護を巣立った後の「関係性」「つながり」を継続させていくことの重要性と難しさが示唆された。スコットランドを含むイギリスでは「relationship based approach」が、特に子ども家庭福祉分野では重要視されており、強権的に介入することへの批判が強い。つまり何かあった時に「危機介入的に施設退所者支援」を実践するのではなく、何も問題がなさそうに見える段階からずっとゆるやかにつながり続けることの重要性を関係者間で共有している。一方、日本の社会的養護では、施設を退所後も退所者と施設とがつながり続けているケースは必ずしも多くなく、退所後1年以上たつと、連絡がとれる退所者は激減する現状にある。また日本の当事者組織も数が少ないため、誰ともつながらずに孤立して生活している社会的養護経験者は少なくないと考えられる。

今般のコロナ禍によって、日本の社会的養護経験者もより厳しい状況に置かれている。新型コロナウイルス感染拡大で政府から緊急事態宣言が出された中、NPO法人ブリッジフォースマイルは、社会的養護出身者たちが、生活や仕事の面でどのような状況下にあるのか、実態を把握すべく、2020年4月に実態調査を行った。その結果、69名の当事者からの回答を得た。この調査の中で、自分のメンタル面について、「やや落ち込んでいる」「ひどく落ち込んでいる」と回答した者は56%を占めており、過半数の人が「落ち込んでいる」と回答したことになる。今、困っていることや不安に思っていることについては「収入が減った」「仕事がないので貯金を切り崩して生活している」「家にいる時間が増えたので光熱費がかかる」といった経済的な問題が最も多かった一方で、「実家に頼れず、誰かに支えられているという実感がない」「こういう非常事態に孤独を感じる感じがしんどい」という意見も多かった⁹。孤独を感じないためのつながりやコミュニケーションに関する支援ニーズが高いことがわかる。

また、昨今のコロナ禍の影響で、直接人に会いに行くことが難しい中、社会的養護経験者のデジタル環境は果たして整っていたのだろうか。施設にいる間から、パソコンやインターネットの使い方をしっかり学び、経験できるような生活も必要である。

Kenny (2020)¹⁰は、スコットランドでロックダウン中に社会的養護を巣立った若者が経験している社会的孤立によって、メンタルヘルスの悪化、自傷行為、自殺念慮が急激に増加していることを調査結果から示した。さらに、wi-fi環境が脆弱、パソコンなどを持っていない若者ほどその傾向が強いと指摘している。今後は、単なる住宅支援だけでなく、ネット環境の整備にも着目して支援が必要だといえる。

7. 今後の課題

本研究から、日本の社会的養護経験者に対するリービングケアやアフターケアを含めた「自立支援」のあり方や今後の方向性について一定の示唆を得ることができたと考える。

本研究結果を踏まえ、今後の課題について2点挙げる。

1点目として、日本における社会的養護経験者の全国レベルのアウトカム調査の必要性である。スコットランドでは、社会的養護経験者の実態調査が定期的実施されており、犯罪率や公的サービス利用率などを細かく把握し、社会的養護経験者のアウトカムに関心を持ちつつ、それをどう向上させるかという視点で研究や実践が積み重ねられていることがうかがえた。しかし日本では、自治体レベルで社会的養護施設退所者の実態調査は行われているものの、すべての自治体で実施されているわけでもなく、また調査の実施が必須にもなっていない。さらに、それらの調査対象は施設経験者がほとんどで、里親家庭での養育経験者が含まれていないことが多い。

これから、里親委託を中心とした家庭養護を推進しようとするにあたって、里親家庭で育った子ども・若者の進学率や犯罪率などのアウトカムがどうなっているのかについて実態を把握することは意義があると考えられる。社会的養護は18歳や20歳までの期間、うまく育てることだけが使命ではない。ロジャーグッドマン（2006＝津崎訳）が「おそらく児童養護施設の働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後の子どもがどうなるかということであろう」¹¹と述べている通り、私たちはもっと社会的養護経験者のアウトカムに関心をもつべきではないか。

2点目として、社会的養護の子どもたちの将来の選択肢を拡げるためには、退所直前になっての進路相談やリービングケアだけではなく、例えば小学生の頃から少しずつ、子どもたちの就労イメージや将来の自立生活のイメージを形成できるような、計画的なケアや支援の重要性に関する議論が必要だと考える。社会的養護のもとにやってくる子どもは、自分の親が就労している姿を見ていない等の背景によって「働きながら生活を営むおとな」のモデルが形成されていないことが多い。施設の場合、施設職員という仕事として子どもたちをケアしているため、施設でも「家から職場に通勤して生活するおとなのイメージ」は形成されないといえる。そのため、施設職員以外の地域のおとなと施設の子も達が交流できるような機会が必要ではないかと考える。

施設や里親など社会的養護には「家庭的な養育や生活」を子どもに提供することが求められている。こうした目的と「就労イメージを形成できる特別なプログラムの提供」は一見矛盾して聴こえるかもしれない。しかし、一般家庭といわれる養育環境で、自然に育まれるであろう将来の生活のイメージを形成する機会に乏しい社会的養護の子どもに、計画的かつ意図的にそうした機会を創出することは「家庭的養護」の一つのチャレンジだと考える。家庭が果たしている役割を施設など社会的養護が担っているのであれば、家庭で身に着くはずの様々なものを施設で育つ子どもも身に着けることができるよう援助するべきであろう。

謝 辞

本研究は「里親不調による委託解除を予防する里親子支援モデル構築」（科研費（基盤研究B）研究代表者：伊藤嘉余子）の一部として実施したものである。現地視察にご協力いただいた皆様に深謝いたします。

引用文献

- 1 厚生労働省（2020）「社会的養育の推進に向けて」厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課，p.73.
- 2 NPO法人ビッグイシュー基金（2010）『若者ホームレス白書』<https://bigissue.or.jp/wp-content/uploads/2018/09/younghomeless.pdf>

- 3 Kenny McGhee, Autumn Roesch-Marsh (2020), Bridging the digital divide for care experienced young people in Scotland: If not now, when?, CELCIS
- 4 National Adult Office/Department for Education (2015), Care leavers' transition to adulthood HC 269 SESSION 2015-16 17 JULY 2015.
O'Neill, L., Harrison, N., Fowler, N. and Connelly, G. (2019), Being a student with care experience is very daunting Glasgow: CELCIS
- 5 Mark Smith, Leon Fulcher, Peter Doran (2013). RESIDENTIAL CHILD CARE IN PRACTICE, The Policy Press.
- 6 Scottish Government (2015), Children and Young People (Scotland) Act 2014: Statutory Guidance on Part 9: Corporate Parenting.
- 7 全国児童養護施設協議会「就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等一覧」(<http://www.zenyokyo.gr.jp/whatsnew/180611seidoichiran.pdf>)
- 8 AERA特集記事(2019)「私も誰かを勇気づけたい:児童養護施設から大学に進学する子どもたち」『AERA』6月号, p.22.
- 9 NPO法人ブリッジフォースマイル (2020)「新型コロナウイルスの感染が拡大する中、親を頼れない若者たちの生活は?必要な支援は何か?児童養護施設等退所者へ初の生活実態アンケート調査を実施、収入のダメージや孤独感が明らかに」https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2020/05/B4S_PR_202005013.pdf
- 10 Kenny McGhee, Autumn Roesch-Marsh (2020), Bridging the digital divide for care experienced young people in Scotland: If not now, when?, CELCIS
- 11 ロジャー・グッドマン著, 津崎哲雄訳 (2006)『日本の児童養護:児童養護学への招待』明石書店, p.243

The support and care to ‘adulthood’ for the youth experienced in social foster care in Scotland

Kayoko Ito¹⁾, Norifumi Senga²⁾

1) Osaka Prefecture University Graduate School of Humanities and Sustainable System Sciences

2) Doho University

Abstract

This study aimed to clarify the background, transition and prospects of promotion of independence support for the youth who have experienced social foster care in Scotland, where the support for people with social foster care experience is more extensive than in Japan. A field trip was conducted in Scotland to verify the efforts that can be applied to social foster care in Japan. The result shows that in Scotland, not only social care workers such as social welfare facility staff, but also all people involved in all areas such as education, housing, and employment play a role in supporting the independence and well-being of youth who have experience in social foster care. The concept and practice of “Corporate Parent” will provide significant insight into the future of social upbringing and social foster care in Japan to embody the true meaning of “raising children and youth with the whole society”.

Key Words: social foster care, throughcare, Scotland, support and care to adulthood, corporate parent.